

令和 年 月 日

宮崎県子育て支援員研修修了証書再発行申請書

宮崎県知事 殿

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

(平日 9 時～17 時に連絡が取れる電話番号)

宮崎県子育て支援員研修修了証書を再発行していただきたく、下記のとおり申請します。

記

項目	内容
申請理由	<input type="checkbox"/> 修了証の紛失 <input type="checkbox"/> 修了証の汚損
氏名	
生年月日	
住所	
認定日	平成・令和 年度
修了コース	

【添付書類等】

(1)	子育て支援員研修修了証書	紛失の場合は不要
(2)	返信用封筒（角形 2 号、切手貼付）	送付先を記載

## ○子育て支援員研修事業の実施について

(平成27年5月21日雇児発0521第18号、第一次改正平成28年7月4日雇児発0704第5号)

### 子育て支援員研修事業実施要綱(抜粋)

#### 7. 研修修了者名簿等の作成・管理等

(2) 委託研修事業者は、研修修了者及び基本研修修了者について、研修修了者名簿等を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく委託を受けた都道府県知事等に提出するものとする。

なお、研修修了者名簿等の作成に当たっては、一部科目修了者の必要記載事項についても整理すること。

(3) 都道府県知事等は、研修修了者及び基本研修修了者について、研修修了者名簿等を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、指定研修事業者及び委託研修事業者から提出された研修修了者名簿等とあわせて個人情報として十分な注意を払った上で、都道府県知事等の責任において一元的に管理するものとする。

なお、研修修了者名簿等の作成に当たっては、一部科目修了者の必要記載事項についても整理すること。

#### (4) 修了証書等の再交付等

ア 指定研修事業者及び委託研修事業者は、修了証書等の交付を受けた者が、研修修了者名簿等に記載された内容(氏名又は連絡先等)に変更が生じたこと、又は修了証書等を紛失・汚損したことの申し出があった際には、速やかに必要な確認を行った上で、修了証書等の再交付や更新の手続きを行い、再交付等の後遅滞なくその旨を都道府県知事等に報告するものとする。

イ 都道府県知事等は、修了証書等の交付を受けた者が、研修修了者名簿等に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先等)に変更が生じたこと、又は修了証書等を紛失・汚損したことの申し出があった際には、速やかに必要な確認を行った上で、修了証書等の再交付や更新の手続き及び研修修了者名簿等の更新を行うとともに、指定研修事業者及び委託研修事業者から報告のあった再交付等の内容について研修修了者名簿等の更新を行い、あわせて個人情報として十分な注意を払った上で、都道府県知事等の責任において一元的に管理するものとする。